

令和7年第1回定例会
愛知県後期高齢者医療広域連合議会会議録

令和7年2月12日

愛知県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

議事日程	1
会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した者	2
開会の宣告	3
議席の指定	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
広域連合長挨拶	3
承認第1号	4
承認第2号	5
議案第1号	5
議案第2号	5
議案第3号	7
議案第4号	8
議案第5号	8
議案第6号	9
議案第7号	11
議案第8号	12
議案第9号	12
一般質問	19
請願第1号	23
広域連合長挨拶	28
閉会の宣告	28

議事日程

令和7年2月12日（水曜日）午後1時30分開議

ホテルメルパルク名古屋2階「平安」の間

- | | | |
|-----|------------|--|
| 第1 | 議席の指定 | |
| 第2 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第3 | 会期の決定 | |
| 第4 | 諸般の報告 | |
| 第5 | 承認第1号 | 愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について |
| 第6 | 承認第2号 | 第4次愛知県後期高齢者医療広域連合広域計画変更の専決処分について |
| 第7 | 議案第1号 | 令和6年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号） |
| 第8 | 議案第2号 | 令和6年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 第9 | 議案第3号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 第10 | 議案第4号 | 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第11 | 議案第5号 | 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第12 | 議案第6号 | 愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第13 | 議案第7号 | 愛知県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第14 | 議案第8号 | 令和7年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 |
| 第15 | 議案第9号 | 令和7年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 |
| 第16 | 一般質問 | |
| 第17 | 請願第1号 | 後期高齢者医療制度の改善を求める請願書 |

会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（32名）

石田裕信	大竹伸一	近藤裕
岡山克彦	島津秀典	服部礼美香

山田けんたろう	こう田 さとみ	加藤 克之
鈴木康祐	鈴木 幸彦	鈴木 浩二
藤浦伸介	今原 ゆかり	井町 圭孝
永山英人	深津 秀仁	阿部 憲明
村松英文	神谷 謙太郎	鈴木 将浩
近藤修司	岡本 禎稔	月森 たくや
中村しゅうへい	上村 みちよ	西川 ひさし
うかい 春美	大村 光子	岡田 ゆき子
吉田 茂	赤松 哲次	

欠席議員（2名）

加藤 久豊 藤江 徹

説明のため出席した者

広域連合長	長坂 尚登
副広域連合長	横江 淳一
事務局長	井口 能秀
会計管理者兼出納室長	石川 徹
管理課長	松井 俊幸
給付課長	山本 敦志
監査委員	船戸 淳

職務のため出席した者

議会事務局長	須藤 喜巳
議会事務局書記	松井 大悟

午後1時35分 開会

○議長（うかい春美） 開会予定時刻の午後1時35分となりました。

ただいまの出席議員数は、32人でございます。議員定数34人中、半数以上の出席をいただいております。地方自治法第113条に規定されている定足数に達しておりますので、ただいまから、令和7年第1回愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりとなっておりますので、よろしく願いいたします。

日程第1、「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、お手元に配付しております議席表のとおり、議長において指定いたします。

次に、日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第74条の規定により、本定例会の会議録署名議員を議長から指名いたします。

岡山克彦議員、石田裕信議員にお願いいたします。

次に、日程第3、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと存じます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（うかい春美） 御異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第4、「諸般の報告」を行います。

加藤久豊議員、藤江徹議員から、本日は欠席する旨の届出がありました。

また、議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めました。

次に、広域連合監査委員から例月出納検査及び定例監査の結果について報告がありましたので、その写しを配付しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

ここで、広域連合長から、挨拶したい旨の申出がありますので、これを許可いたします。

○広域連合長（長坂尚登） 議長、広域連合長。

○議長（うかい春美） 長坂広域連合長。

（長坂尚登広域連合長 演壇で挨拶）

○広域連合長（長坂尚登） 愛知県後期高齢者医療広域連合長を務めております豊橋市長の長坂尚登と申します。昨年12月に前任の浅井由崇の後を受け、広域連合長に就任しました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

令和7年第1回愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たり、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、日頃より、後期高齢者医療制度の運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また本日は御多用の中、定例会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。

後期高齢者医療制度は、平成20年度の制度開始以降、社会に定着し、新年度、令和7年度で18年目を迎えます。

本県における制度の現状の一端を申し上げますと、被保険者数は、高齢化により増加を続けており、昨年12月末現在で111万人を超えました。新年度にかけて、団塊の世代の加入が続きますので、被保険者数も引き続き増加すると見込んでおります。また、医療費も、被保険者数の増加の影響もあり、本年度9月までの実績で比較しますと、対前年度比で約3%増加しているという状況です。こうした状況の中、昨年12月2日から、これまでの紙の健康保険証の発行が廃止となり、マイナ保険証、マイナンバーの保険証ですね、マイナ保険証を基本とする仕組みへ移行となりました。

本広域連合におきましては、昨年7月の保険証の一斉更新におけるポスターや、国の案内リーフレット配布に加え、当広域連合独自のコールセンターでの対応、公式ウェブサイトの更新、さらには新たに作成した周知用チラシの愛知県、各市町村を通じた各所への配布等により、被保険者や医療機関等への丁寧な周知方法等を行っております。

さて、本日の定例会では、令和7年度当初予算をはじめ、専決処分の承認案件、令和6年度補正予算及び条例の制定等、全部で11件の議案を提案しております。それぞれの議案の内容は後ほど事務局から説明いたしますので、御審議いただき、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（うかい春美） 次に、日程第5、承認第1号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」と日程第6、承認第2号「第4次愛知県後期高齢者医療広域連合広域計画変更の専決処分について」の2件を一括議題といたします。

事務局から説明を求めます。

○事務局長（井口能秀） 議長、事務局長。

○議長（うかい春美） 井口事務局長。

○事務局長（井口能秀） 広域連合事務局長の井口でございます。それでは、承認第1号及び承認第2号について、一括して説明いたします。

議案書の1ページをごらんください。

まず、承認第1号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」でございます。

ページ中ほどの提案理由にございますように、いわゆるマイナンバー法の改正法による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正等に伴い、条例の一部改正の専決処分を行いましたので、御承認をお願いするものでございます。

改正の内容につきましては、別冊の議案参考資料で説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案参考資料の1ページをごらんください。

改正は大きく2点ございまして、1点目は2の改正内容の（1）にございますように、法改正に伴い、被保険者証の返還を求められて、これに応じない者に対する過料規定の削除等を行うとともに、（2）にございますように、保険料を納めることができない特別の理由がある者に対する徴収猶予について、厚生労働省の通知により新たな取扱いが定められたことに伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

それでは恐れ入りますが、議案書にお戻りいただきまして、7ページをごらんください。
承認第2号「第4次愛知県後期高齢者医療広域連合広域計画変更の専決処分について」
でございます。

ページ中ほどの提案理由にございますように、承認第1号と同様、法改正により紙の被
保険者証が昨年12月2日以降、新規発行されなくなったことに伴い、計画の一部改正の専
決処分を行いましたので、御承認をお願いするものでございます。

改正の内容につきましては、別冊の議案参考資料の5ページをごらんください。

2の変更内容にございますように、被保険者証の文言を資格確認書に改めるものでござ
います。

ただいま御説明申し上げました承認第1号及び承認第2号につきましては、法律及び政
令の一部改正に伴い、改正条例を昨年12月2日に施行する必要があったことから、地方自
治法第179条第1項の規定により、承認第1号については昨年11月13日に、承認第2号につ
いては、昨年12月2日にそれぞれ専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、
本議会に御報告し、御承認をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（うかい春美） 本件につきましては、質疑及び討論の通告はございませんでした
ので、これにより採決いたします。

この採決は、いずれも起立によって行います。

まず、承認第1号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部
を改正する条例の専決処分について」を採決いたします。

本件を原案のとおり承認することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（うかい春美） 御着席ください。

全員起立でございます。よって本件は原案のとおり承認されました。

次に、承認第2号「第4次愛知県後期高齢者医療広域連合広域計画変更の専決処分につ
いて」を採決いたします。

本件を原案のとおり承認することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（うかい春美） 御着席ください。

全員起立でございます。よって本件は原案のとおり承認されました。

次に、日程第7、議案第1号「令和6年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正
予算(第2号)」と日程第8、議案2号「令和6年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高
齢者医療特別会計補正予算(第2号)」を一括議題とします。

事務局から説明を求めます。

○事務局長（井口能秀） 議長、事務局長。

○議長（うかい春美） 井口事務局長。

○事務局長（井口能秀） それでは、議案第1号及び議案第2号について、令和6年度補
正予算として一括して説明いたします。

お手元の議案書、17ページをごらんください。

議案第1号「令和6年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」で

ございます。

この補正予算は、第1条第1項にありますように、歳入歳出それぞれ2,719万3,000円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ25億2,019万4,000円とするものでございます。

また第2項にありますように、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」として1枚おめくりいただきました左側、18ページに記載のとおりでございます。

補正予算の内容は、別冊の議案参考資料で御説明いたします。

議案参考資料の9ページからになります。もう1枚おめくりいただきました左側10ページからの「3 補正内容事項別説明」をごらんください。

今回の一般会計の補正の理由は、大きく2点ございます。

1点目は、事業費等の増額によるものであり、これにつきましては、ページ下の歳出の④一般管理事務費におきまして、職員の人件費の増加が見込まれるため所要額を増額するものと、市町村に対する後期高齢者医療制度特別対策補助金につきましては、市町村の事業費の増加が見込まれるため所要額を増額するものでございます。

2点目は、令和5年度の決算確定に伴う補正です。ページ中ほどの③繰越金につきましては、前年度繰越金の額を令和5年度決算の歳入歳出差引き額とするため、その差額1億4,212万9,000円を増額いたします。また、ページ上の①事務費負担金について、繰越金の増額分と今回の歳出の補正の一般財源として計上した457万円を差し引いた1億3,755万9,000円、これを事務費負担金から減額し、市町村の負担を減らすものでございます。

議案第1号の説明は以上です。

それでは議案書にお戻りいただきまして、19ページをごらんください。

議案第2号「令和6年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」でございます。

この補正予算は、第1条第1項にありますように、歳入歳出それぞれ89億698万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1兆472億565万8,000円とするものでございます。

また第2項にありますように、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」として1枚おめくりいただきました20ページに記載のとおりでございます。

特別会計の補正予算の内容につきましては、議案参考資料で御説明いたしますので、議案参考資料の11ページをお開きください。

今回の特別会計の補正の理由は、大きく分けて3点でございます。

まず補正の1点目は、基金利子の増額でございます。これは後期高齢者医療財政調整基金の運用により発生する利子について利率の上昇が見込まれるため、増額するものでございます。

補正の2点目は、歳出の1段落目「款4 支払い基金拠出金」の増額でございます。これは健康保険における出産一時金に対する財源として拠出すべき金額が不足するため、874万円の増額補正を行うものでございます。

補正の3点目は、令和5年度決算の確定に伴う補正でございます。11ページの歳入の表をごらんください。

表の下のほう、「款9 繰越金」について、前年度繰越金の額を令和5年度決算の歳入歳

出差引き額とするため、89億698万1,000円を増額するものでございます。

また下段歳出の表をごらんください。

表の下のほう、「款8 予備費」について、前年度繰越金の増額分から今回の補正の財源に充てた金額874万円を除いた88億9,824万1,000円を増額するものです。

議案第2号についての説明は、以上でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（うかい春美） 本件につきましては、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

この採決はいずれも起立によって行います。

まず、議案第1号「令和6年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（うかい春美） 御着席ください。

全員起立でございます。よって本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号「令和6年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（うかい春美） 御着席ください。

全員起立でございます。よって本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第3号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。

事務局から説明を求めます。

○事務局長（井口能秀） 議長、事務局長。

○議長（うかい春美） 井口事務局長。

○事務局長（井口能秀） それでは、議案第3号について説明いたします。

議案書の21ページをごらんください。

議案第3号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」でございます。

この条例の制定は、提案理由に記載のとおり刑法等の一部改正法の施行に伴い、関係条例の規定を整理するものでございます。

1枚おめくりいただいた右側、23、24ページが条例案でございます。

改正の内容につきましては、議案参考資料15ページをごらんください。

ページの中ほど、2. 改正の概要でございます。（1）第1条関係では、アからエまでの4条例につきまして、「懲役」の文言を「拘禁刑」に改めるもの、また（2）第2条関係では、職員の給与に関する条例について、「禁錮」の文言を「拘禁刑」に改めるものでございます。

本条例の施行期日は令和7年6月1日でございます。

なお、議案参考資料の17ページから20ページまでが、改正の新旧対照表でございます。

議案第3号の説明は以上でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（うかい春美） 本件につきましては、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（うかい春美） 御着席ください。

全員起立でございます。よって本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第4号「愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」と、日程第11、議案第5号「愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の2件を一括議題といたします。

事務局から説明を求めます。

○事務局長（井口能秀） 議長、事務局長。

○議長（うかい春美） 井口事務局長。

○事務局長（井口能秀） それでは、議案第4号及び第5号について、いずれも本広域連合の職員に関する条例でございますので、一括して説明いたします。

議案書25ページをごらんください。

議案第4号「愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。

ページ中ほどの提案理由に記載のとおり、いわゆる育児介護休業法の改正により、職員の子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置等に関する規定整備を行うものでありまして、1枚おめくりいただいた右側、27ページから1枚おめくりいただいた28ページまでが、一部改正の条例案でございます。

一部改正の内容につきましては、議案参考資料で御説明いたします。恐れ入りますが、議案参考資料の21ページをごらんください。

今回の改正は、2. 改正の概要に記載のとおり、（1）職員の勤務時間等条例の一部改正については、子を養育する職員の所定外労働の制限の対象範囲を、3歳になるまでの子から小学校就学前の子へと拡大することと、介護についての申出があった場合等における措置等の新設でございます。また、（2）職員育児休業等条例の一部改正については、育児・介護休業法の引用条項の改正に伴う規定の整理でございます。

本条例の施行期日は令和7年4月1日でございます。

なお、議案参考資料の23ページから26ページまでが、一部改正の新旧対照表でございます。

議案第4号の説明は以上です。

それでは、議案書にお戻りいただきまして、29ページをごらんください。

議案第5号「愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び愛知県後期高

齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。

この一部改正は、提案理由に記載のとおり、令和6年8月の人事院勧告を踏まえた職員の給与改定等を行うため必要な条例の改正を行うものでございます。

1枚おめくりいただいた右側、31ページから40ページまでが一部改正の条例案でございます。

一部改正の内容につきましては、議案参考資料の27ページをごらんください。

ページ中ほど、2.改正の概要でございます。（1）職員給与条例の一部改正については、ア 給料表の改正、イ 期末勤勉手当の支給割合の引上げ、ウ 扶養手当の見直し、エ 通勤手当の引上げ、及びオ 管理職員特別勤務手当の支給対象拡大でございます。また（2）会計年度任用職員報酬等条例の一部改正については、ア 基準報酬表の改定、1枚おめくりいただいて、イ 期末勤勉手当の支給割合の引上げでございます。

本条例の施行期日等は、3.施行期日等に記載のとおりでございます。

なお、議案参考資料の29ページから42ページまでが一部改正の新旧対照表でございます。議案第5号の説明は、以上でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（うかい春美） 本件につきましても、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

この採決は、いずれも起立によって行います。

まず、議案第4号「愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（うかい春美） 御着席ください。

全員起立でございます。よって本件は原案のとおり可決されました。

次に議案第5号「愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（うかい春美） 御着席ください。

全員起立でございます。よって本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第6号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

○事務局長（井口能秀） 議長、事務局長。

○議長（うかい春美） 井口事務局長。

○事務局長（井口能秀） それでは、議案第6号について説明いたします。

議案書の41ページをごらんください。

議案第6号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。

この一部改正は、提案理由に記載のとおり、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正により、低所得者に対する保険料の軽減措置に係る所得判定基準が改正されたことに伴い必要な改正を行うものであり、1枚おめくりいただいた右側、43ページが一部改正の条例案でございます。

改正内容につきましては、議案参考資料の43ページをごらんください。

まず、1の趣旨にありますように、今回の政令改正は、被保険者均等割額の5割軽減及び2割軽減の対象世帯が、生活水準が変わらなければ次年度においても引き続き当該軽減措置の対象となるよう、消費者物価の伸びの見通し等を考慮して軽減措置の所得判定基準を引き上げる改正をしたものでございます。今回の条例改正は、この政令改正に伴うものであります。

具体的な改正の概要は、次の2. 改正の概要の表をごらんください。

5割軽減の対象となる世帯に係る所得判定基準は、現行は、43万円に当該世帯の被保険者数に29万5,000円を乗じて得た金額を加算した額以下としているところ、被保険者数に乗ずる金額を1万円引き上げて30万5,000円に改めます。同様に、2割軽減にあつては、被保険者の数に乗ずる金額を現行の54万5,000円から1万5,000円引き上げて56万円に改めるというものでございます。

なお、表の下に改正イメージの図を掲げておりますので、併せて御参照ください。

また、この一部改正の施行期日につきましては3に記載のとおり、令和7年4月1日としており、4に記載のとおり、所要の経過措置を設けております。

なお、1枚おめくりいただいた右側、45ページ、46ページが、この条例の一部改正の新旧対照表でございます。

議案第6号の説明は以上です。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（うかい春美） これより質疑を行います。

議案第6号に関して、岡田ゆき子議員から通告がありましたので、質疑を許します。

岡田ゆき子議員。

（岡田ゆき子議員 演壇で質疑）

○議員（岡田ゆき子） ただいま議題となっております議案第6号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、3点お聞きします。

1点目に、今回の改正は、被保険者均等割額の5割軽減及び2割軽減の対象世帯について、生活水準が変わらなければ次年度においても引き続き当該軽減措置の対象となるよう、所得判定基準を拡大する改正です。

物価上昇に伴い、物価上昇に年金額が追いつかないという高齢者に厳しい状況の下、均等割の軽減措置の対象の拡大は重要なことです。これまでも5割、2割軽減対象者に対する所得判定基準については少しずつですが、引上げを続けてきています。

今回の引上げについては、消費者物価の伸びの見通しなどを考慮したと説明がされています。それでは、消費者物価の伸びの見通し等について考慮したとする具体的な内容をお

教えてください。

2点目に、5割、2割軽減対象の方で、年金収入のみの単身高齢者の場合、見直し前後の想定収入額はどうなりますか。教えてください。

最後に、この改正によって軽減措置対象者の人数と被保険者に対する割合はどうなりますか。お答えいただき、質疑を終わります。

○管理課長（松井俊幸） 議長、管理課長。

○議長（うかい春美） 松井管理課長。

○管理課長（松井俊幸） 3点、御質疑いただきましたので、順次お答えいたします。

1点目、今回の改正は国の政令の改正に伴い行うもので、国では今回の改正を令和6年度の消費者物価の伸びの見通しや国民健康保険の所得判定基準の見直しとの平仄等を考慮し改正を行うものとされており、これらの具体的な内容については、広域連合のほうでは把握しておりません。

2点目、改正前後で対象となる収入額ですが、年金収入のみ単身世帯で試算いたしますと、5割軽減判定につきましては改正により1万円引き上げられ198万5,000円以下の方が対象となり、2割軽減判定につきましては1万5,000円引き上げられ224万円以下の方が対象となります。

3点目、対象者数と割合についてですが、令和7年度の被保険者数見込みと令和6年度の被保険者所得状況から変わらない前提の試算となりますが、5割軽減の対象者は15万2,354人で、被保険者全体の13.4%程度、2割軽減の対象者は15万5,173人で、被保険者全体の13.6%程度になると見込まれます。なお、国の見込みどおり被保険者の所得が微増した場合は、対象人数はこれより減少することになりますので、そのように御理解ください。

以上です。

○議長（うかい春美） 通告のございました質疑は、以上でございます。

これで、質疑を終わります。

本件については、討論の通告はございませんでした。

そのため、これより採決をいたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第6号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（うかい春美） 御着席ください。

全員起立でございます。よって本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第7号「愛知県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

○事務局長（井口能秀） 議長、事務局長。

○議長（うかい春美） 井口事務局長。

○事務局長（井口能秀） それでは、議案第7号について、御説明いたします。

議案書の45ページをごらんください。

議案第7号「愛知県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護に関する条例の一部を

改正する条例の制定について」でございます。

ページ中ほどの提案理由に記載のとおり、デジタル社会形成基本法等の一部改正により、引用条項が変更されたことに伴う条例改正でございます。1枚おめくりいただいた右側、47ページが一部改正の条例案でございます。

一部改正の内容につきましては、議案参考資料で御説明いたします。恐れ入りますが、議案参考資料の47ページをごらんください。

2. 改正の概要にありますように、マイナンバー法の改正に伴う引用条項の条項ずれと、その他規定の整理を行うものでございます。

本条例の施行日は、令和7年4月1日でございます。

なお、1枚おめくりいただいた右側、49ページから51ページまでが、この条例の一部改正の新旧対照表でございます。

議案第7号の説明は、以上です。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（うかい春美） 本件につきましては、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

議案第7号「愛知県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（うかい春美） 御着席ください。

全員起立でございます。よって本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第8号「令和7年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」と、日程第15、議案第9号「令和7年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」の2件を一括議題といたします。

事務局から説明を求めます。

○事務局長（井口能秀） 議長、事務局長。

○議長（うかい春美） 井口事務局長。

○事務局長（井口能秀） それでは、議案第8号及び第9号につきまして、令和7年度当初予算として一括して説明させていただきます。

議案書の49ページをごらんください。

まず、議案第8号「令和7年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」でございます。

令和7年度の一般会計予算につきましては、第1条第1項にありますように、歳入歳出予算の総額は、それぞれ24億8,767万8,000円、また第2条にありますように、一時借入金の最高額については、2,000万円と定め、第3条にありますように、歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合には、同一款内で各項相互に流用するものとするものでございます。

また、第1条第2項にありますように、款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算」として1枚おめくりいただきました左側50ページ、右側51ページに記載のとおりでございます。

続きまして議案書を1枚おめくりいただき、右側53ページをお願いいたします。

議案第9号「令和7年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」でございます。

令和7年度の特別会計予算につきまして、第1条第1項にありますように、歳入歳出予算の総額については、それぞれ1兆751億7,565万3,000円、第2条にありますように、一時借入金の最高額については243億と定め、第3条にありますように、歳出予算の各項の経費の金額に過不足が生じた場合には、同一款内で各項相互に流用するものとするものでございます。

また、第1条第2項にありますように、款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算」として1枚おめくりいただきました左側、54ページから56ページまでの記載のとおりでございます。

それでは、予算の主な内容につきまして、別冊の議案参考資料で御説明いたします。

恐れ入りますが、議案参考資料の53ページをお願いいたします。

ページの中ほどにございます「第2 会計別予算額」、ページの下の表をごらんください。

予算規模でございますが、令和6年度当初予算と比較いたしますと、一般会計につきましては、前年度比101.47%で、約3,613万円の増、特別会計につきましては前年度比103.96%で、約409億7,500万円の増となっております。

1枚おめくりいただきました左側、54ページからは一般会計について、さらに1枚おめくりいただきました右側、57ページからは特別会計について予算の主な内容を款別に記載しておりますが、さらに3枚おめくりいただき、62ページをごらんください。

「参考 令和7年度当初予算における主な増減事業等」として9件を取り上げましたので、ここでは主立った事業等を御説明いたします。

まず、「1 一般管理費に伴う役務費（公金取扱手数料）」、2億7,388万3,000円で、前年度から約1億4,000万円の増でございます。

これは指定金融機関の振込等手数料の支払いが令和6年10月から有料となり、令和6年度予算は6か月分の計上であったものが、令和7年度は年間分の計上となることによる増額でございます。

次に、1つ飛びまして、「3 電算システム維持管理費」、3億5,963万8,000円で、約3,900万円の増額でございます。

電算システムにつきましては、令和7年度は標準システムクラウド化を行った直後となり障害対応等の経費が見込まれるため、増額に至ったものでございます。

次に、「4 給付管理に伴う通信運搬費」、3億3,688万円で、約5,900万円の増額です。

これは、郵便料金が令和6年10月から改定されており、令和7年度は年間分の計上となるための増額でございます。

次に、63ページをごらんください。「5 給付管理に伴う委託料（医療費通知関連業務）」、6,021万2,000円で、約4,200万円の増額でございます。

これは郵便料金の改定を踏まえ、医療費通知の発送回数を3回から2回へ見直しを行った結果、1回当たりに記載される量がふえて、通数が多くなる被保険者の方につきまして、従来、圧着はがきで送付していたものを封書にまとめるなどをした変更により、委託料が増額したものでございます。

次に、1つ飛びまして、「7 健康診査事業」で、この項目のみ特別会計でございますが、46億2,150万3,000円で、約2億9,000万円の増額でございます。これは被保険者数及び受診率の増加によるものでございます。

次に、予算額が減額した事業について御説明します。

「8 電算システム維持管理費」6,656万円で、約3億5,800万円の減額です。

内訳の（1）ですが、電算システム改修委託料について、令和6年度にクラウド化に伴う改修が完了したことにより約3億3,800万円が減額となるものでございます。

内訳の（2）でございますが、電算システム機器等賃借料について、令和6年度は機器更改があり新旧両方の機器をリースしておりましたが、令和7年度は更新後の機器のみのリースとなり、約2,000万円が減額となるものでございます。

以上が、議案第8号及び第9号についての説明でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（うかい春美） これより質疑を行います。

議案第9号に関して、岡田ゆき子議員から通告がございましたので、質疑をお許しいたします。

岡田ゆき子議員。

（岡田ゆき子議員 演壇で質疑）

○議員（岡田ゆき子） 通告に従い、議案第9号「令和7年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について、大きく3点お聞きします。

第1に、健診率の向上、重症化予防のための受診勧奨について、3つお聞きします。

1つ目は、昨年策定された第3期後期高齢者保健事業計画「データヘルス計画」に基づく25年度の健診率について、どのような目標を立てていますか。また、健康診査事業費の増額に対して、被保険者の増加とともに受診率の増加を見込んでいるとの説明がありました。健診率向上に向けた25年度の取り組みについてお聞きします。

2つ目に、健診では糖尿病や高血圧など生活習慣病を早期に発見し、重症化予防対象者、以下ハイリスク者と言います、ハイリスク者が重症化しないよう、対象者に対しては精密検査のための受診勧奨を行っています。重症化しないためにも、ハイリスク者が外来受診していただくことが重要となります。第3期データヘルス計画では、2018年度から2022年度にかけて健診率が上がっており、同時に、ハイリスク者の割合も、近年では高血圧、腎機能不良の未受診者がふえています。では、外来受診につながっているのでしょうか。外来受診率の近年の傾向と、2023年度の傾向をお聞きします。

3つ目に、健診でハイリスク者に対し受診勧奨として、この間、糖尿病、腎機能関連のハイリスク者に対し受診勧奨等の保健事業が行われていますが、高血圧、狭心症、心筋梗塞など循環器のハイリスク者に対しても重症化予防の啓発や受診勧奨をしっかりと行うことが必要ですが、見解をお聞きします。

次に、広域連合が行う健診等の保健事業に対する県からの財政支援について、2点お聞きします。

第1に、被保険者の負担軽減策として、県の財政支援の必要性についてです。

広域連合が行う保健事業の財源は、国が約3分の1を負担し、残り3分の2を、後期高齢者が保険料として負担しています。名古屋市は毎年、行財政に対する県費補助及び県の

施策等に関する要望というのをしていますが、その中で、後期高齢者医療に関し広域連合が行う保健事業に対する補助制度の創設を県に要望しております。要望の背景には、健康診査は疾病、介護予防などの観点から非常に重要であり、増加傾向にある医療費の抑制にも寄与するからとしています。

加えて今年度、後期高齢者医療保険料は平均保険料が、年間で1万2,264円の大幅値上げとなり、保険料は平均で年額10万3,381円と過去最大となりました。年金収入だけの被保険者が多い後期高齢者にとっても、物価高騰で実質年金が上がらない中、保険料の負担軽減を求める切実な声は大きくなっています。県の補助制度が創設されれば、後期高齢者の保険料負担を少しでも軽減することができます。広域連合として、県の財政支援の必要性について認識をお聞きします。

他都県では、保健事業に対する補助を、広域連合に対し行っているところがあるとお聞きしています。先ほど紹介したのは、名古屋市が県に対し補助制度の創設を求める要望を行っているということですが、他の都県の実施状況を踏まえ、名古屋市の要望活動とともに、県に対し、広域連合としても要望していく考えはありませんか。答弁を求めます。

3つ目に、高額療養費の改定について、2点お聞きします。

医療費が高額になった人の自己負担額を一定に抑える高額療養費制度は、世代を問わず大事なセーフティネットです。ところが、政府はこの夏から段階的に上限額を引き上げ、被保険者の窓口負担額をふやすという見直しをしようとしています。この上限額引上げについては、がん患者団体から「負担増はもとより受診抑制、治療継続の断念、生活や命の継続の危機に直接つながるものだ」と、負担額の引下げの検討を求めている声が上げられております。病気を抱え、長期にわたって継続して治療を受ける高齢者にとっても同様です。現在、政府は再度検討すると表明しているようですが、ことし8月1日の見直しについて、広域連合が現在把握している内容をお聞きします。

2点目に、高額療養費制度に関して、来年度の見直しによって、特に非課税世帯になる所得区分が低所得Ⅰ、Ⅱの単身高齢者で、年金収入のみの場合、対象者の収入目安と対象被保険者数の割合をお聞きし、1回目の質疑を終わります。

○給付課長（山本敦志） 議長、給付課長。

○議長（うかい春美） 山本給付課長。

○給付課長（山本敦志） 大きく3点御質疑いただきましたので、順次お答えいたします。

1点目、健診率向上、重症化予防のための受診勧奨についての1つ目、25年度における健診率の見込みと向上に向けた取り組みについてです。

第3期データヘルス計画において、25年度の健診受診率目標値を40.82%としています。当広域連合では、健診項目に応じた補助やみなし健診の周知を行います。また、未受診者対策研修を実施し、各市町村の取り組みや健診率が向上した事例発表、意見交換等を通し、情報共有を図ります。

外来受診率の傾向についてです。重症化予防に関する疾病について近年の動向を見ますと、外来受診率では糖尿病、腎不全は増加傾向にあり、高血圧や狭心症、心筋梗塞、脳梗塞、骨折は減少傾向にあります。この傾向は、令和5年度でも変わりません。

高血圧、循環器関連でのハイリスク者への受診勧奨の必要性についてです。高血圧や循環器関連でのリスク保有者もふえてきており、適時適切な医療受診及び服薬、生活習慣等

の改善がなされない場合、さらに重症化の傾向が強まる可能性が挙げられます。そのため、高血圧、循環器関連でのハイリスク者への受診勧奨は重要と考えており、健診で対象者の把握に努め、医療機関への受診勧奨を行っております。今後も、引き続き取り組みを進めてまいります。

続きまして、2点目、保健事業に対する県からの財政支援について、被保険者の負担軽減策として、愛知県の財政支援の必要性についてお答えします。

現在の令和6、7年度を財政運営期間とする保険料率算定において、保険料の増加抑制策として、愛知県から財政安定化基金を当広域連合に交付していただいております。これにより、被保険者の保険料負担の軽減がなされているものと考えております。

次に、他都県の実施状況と状況を踏まえた要望活動についてです。

保健事業に対する県からの財政支援については、合計8団体において、いずれも後期高齢者医療制度発足当初の平成20年から行われており、新たに財政支援が行われた団体はございません。

高齢者保健事業は、高齢者の医療の確保に関する法律第125条第1項におきまして、「広域連合において必要な事業を行うように努めなければならない」とされており、第6項におきまして、「厚生労働大臣は、後期高齢者医療広域連合が行う高齢者保健事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため、指針の公表、情報の提供、その他の必要な支援を行うものとする」とあります。

国からは、これまでも後期高齢者医療制度事業費補助金等により、広域連合が行う健康診査に要する経費の一部補助を受けておりますことから、当広域連合としましては、毎年、国に対し全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、定率国庫負担割合の増加及び財政支援の拡充等について要望を行っております。

続きまして、3点目、高額療養費制度の改定について、7年度における見直しの内容についてです。

現在、国で高額療養費制度の改定が検討されていることは承知しております。令和7年度の見直しの内容は、令和7年1月23日に開催された第192回社会保障審議会医療保険部会の資料によりますと、令和7年8月から、高額療養費制度における自己負担限度額を現行と比べ、所得区分ごとに2.7から15%引き上げる案となっております。

2つ目、低所得Ⅰ及びⅡの収入目安と対象被保険者の割合についてです。

低所得Ⅰ及びⅡにつきましては、いずれも市町村民税非課税世帯の被保険者が対象となっております。

収入の目安といたしまして、名古屋市民、単身世帯、年金収入のみのケースで、低所得Ⅰが80万円以下の方、低所得Ⅱが155万円以下の方となります。

続きまして、被保険者数の割合ですが、令和6年12月末時点で、低所得Ⅰが被保険者全体の12.7%、低所得Ⅱが被保険者全体の23.6%となっております。

以上でございます。

○議員（岡田ゆき子） 議長、岡田ゆき子。

○議長（うかい春美） 岡田ゆき子議員。

○議員（岡田ゆき子） 答弁いただきましたので、再質疑いたします。

まず、3点目でお伺いしました高額療養費の改定についてですが、非課税世帯である低

所得者Ⅰ、Ⅱの方は、単身で年金収入のみの場合だと80万円以下及び155万円以下の年収であり、被保険者と合わせて36.3%を占めるという答弁でした。名古屋市の場合はさらに割合が高く、44%が非課税世帯です。そうした低所得の方についても、高額療養費の上限額を2.7%引き上げる内容だとの答弁でした。

健診の質問の際、ハイリスク者の方が重症化しないように外来受診をしていただくことは重要だというお話をしましたが、夏からの高額療養費の上限引上げで受診抑制や治療の断念などにつながりかねないと、そうした懸念があることをまず申し上げておきたいと思えます。

その上で、健診率の向上、重症化予防のための受診勧奨についてですが、健診率は上がっている、これは自治体の努力も含め、まずは評価したいと思えます。25年度には40.82%へ健診率を引き上げるという目標で、市町村ともしっかり連携していただきたいと思います。

また、ハイリスク者の割合がふえているんですが、糖尿病や腎不全の外来受診率は増加傾向にあるとの答弁でした。これは、糖尿病性腎症などの生活習慣病重症化予防に関する保健事業に取り組む市町村が今増加していて、ハイリスク者への受診行動が促されたことで、結果として受診率が上がってきたというふうに思えます。

一方、高血圧などの循環器関連のハイリスク者への受診勧奨は行っているとの答弁ですが、令和5年度の状況を聞いても、さらに外来の受診率が減少しているという答弁で、高齢者にとって深刻な状況が今も続いていると考えるべきだと思います。

広域連合として外来受診率が低下している理由についてどう考えますか。また、これまでと同様の受診勧奨から、さらに循環器関連のハイリスク者に特化した調査や分析、保健指導を進める必要があると考えますが、答弁を求めます。

次に、保健事業に対する県からの財政支援についてもお聞きします。

8都県では、制度発足時から都県の財政で保健事業を支援する仕組みがあるとの答弁です。法律上、「広域連合において必要な事業を行う等に努めなければならない」とされていると御説明ありましたが、それをもって広域連合が県に対して財政支援を求めてはならないということになりますか。この点をお答えください。

○給付課長（山本敦志） 議長、給付課長。

○議長（うかい春美） 山本給付課長。

○給付課長（山本敦志） 健診率向上、重症化予防のための受診勧奨と保健事業に対する県からの財政支援について再質疑をいただきました。

初めに、健診率向上、重症化予防のための受診勧奨についてお答えします。

当広域連合におきましても、循環器病の発症予防や重症化予防には、高血圧症を含む生活習慣病の保健指導が重要であると認識しております。そのためには、高血圧、循環器関連でのハイリスク者への受診勧奨は重要と考えており、健診受診時の有所見者の割合が、令和2年度の9.38%から令和4年度に9.91%に増加していることから、引き続き健診で対象者の把握に努め、医療機関への受診勧奨を行ってまいりたいと思えます。

なお、外来受診率は、外来レセプトの件数を被保険者数で割り、1,000人あたりに換算したものです。74歳までの循環器病の基礎疾患である高血圧性疾患患者の外来受診率も、全国的に減少傾向にあることから、本県におきましても同様な傾向にあるものと考えており

ます。

続きまして、保健事業に対する県からの財政支援についてお答えします。

先ほど答弁させていただきました高齢者の医療の確保に関する法律につきましては、保健事業の実施主体である広域連合が、適切かつ有効に事業を行うために必要な内容を定めたものであり、広域連合が県に対して財政支援を求めてはならないということではございません。

以上でございます。

○議長（うかい春美） 通告のございました質疑は以上でございます。

これで質疑を終わります。

岡田ゆき子議員から討論の通告がございましたので、討論をお許しいたします。

岡田ゆき子議員。

（岡田ゆき子議員 演壇で反対討論）

○議員（岡田ゆき子） ただいま議題となっております「令和7年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について、反対の立場で討論します。

2年ごとに後期高齢者医療保険料が見直され、今年度は過去最大の値上げ率となりました。来年度についても同様に保険料が賦課される予算であり、さらに2022年10月から始まった医療の窓口負担2割の導入は、ことし9月までで配慮措置が終了し、高齢者への負担がさらに重くのしかかることとなります。

多くの高齢者は病気を抱えており、定期的な受診が必要です。しかし、来年度は、窓口負担2割の本格導入と、さらに8月からの高額療養費制度の上限引上げが予定され、厳しい生活の中から医療費の負担をちゅうちょする高齢者をつくることになるのではないかと懸念しています。事実、健診率は上がっていますが、ハイリスク者となった高齢者の受診率が下がり続けているという事実が質疑でも明らかとなり、重症化という深刻な事態を招きかねない来年度予算は認められません。

広域連合連絡協議会を通じて、国に財政支援を求めるだけでなく、質疑の際、答弁されたように、法律上、広域連合が県に対して財政支援を求めることができるのですから、せめても高齢者の保険料負担の軽減のために、県に対してちゅうちょなく財政支援を要請すべきだと申し上げ、反対討論を終わります。

○議長（うかい春美） 通告のございました討論は以上ですので、これで討論を終わります。

これより採決いたします。この採決は、いずれも起立によって行います。

まず、議案第8号「令和7年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を採決いたします。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（うかい春美） 御着席ください。

全員起立でございます。よって本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号「令和7年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を採決いたします。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（うかい春美） 御着席ください。

起立多数でございます。よって、本件は可決とすることに決定いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は、14時55分といたします。

よろしくお願いいたします。

休憩午後2時45分

再開午後2時55分

○議長（うかい春美） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16、「一般質問」を行います。

石田裕信議員から通告がございましたので、質問をお許しいたします。

石田裕信議員。

（石田裕信議員 演壇で質問）

○議員（石田裕信） では、通告に従い、保険証廃止後の県広域連合の対応について、一般質問を行います。

多くの方が保険証の継続を求めていましたが、昨年12月、保険証が廃止されてしまいました。そのため、今までと違う対応となるものがありますが、後期高齢医療加入者が安心して医療を受けられる環境を維持していく必要があります。県広域連合としての対応についてお聞きします。

最初に小項目の1、資格確認書の発行についてです。

資格確認書についての詳細は省きますが、保険証の代わりに発行されるものであり、名称が変わっただけで、医療機関を受診する際には今までの保険証と同様の使い方ができるものです。

昨年8月の議会の一般質問におきましても、この資格確認書に関し質問をしました。その際、「マイナ保険証お持ちの方にも、資格確認書を発行すべきではないか」という質問を行ったところ、県広域連合からは、「資格確認書の発行については、国の運用方針に沿った運用をしていく」とのことで、その時点で示されていた国の方針どおりにマイナ保険証を持つ方への資格確認書の発行については、特別な条件がない限り行わないとのことでした。

しかし現在、後期高齢では、保険証の期限が切れる2025年、ことしの7月31日まで特別な条件に該当していなくても、マイナ保険証を所持する方で新規に加入された方や保険証を紛失した際には、資格確認書が発行されています。これは昨年9月、突然に決まったものです。

まず、この小項目1の質問としまして、このような対応を行うこととなった理由について、国からはどのように示されているのか、その詳細について伺います。

次に小項目の2、短期保険証廃止後の対応についてです。

短期保険証は名前のおり、有効期限が短く設定された保険証です。自治体により違いはありましたが、保険料の納付期限が過ぎても支払いがなかった場合に発行され、未納の状況が改善された場合、通常の保険証に切り替えられていました。しかし、保険証が廃止されたことから、この短期保険証も廃止されました。それに伴い危惧されることは、滞納の遅れがあった際の対応について、むちゃなペナルティが課されることにならないかとい

うことです。

これは国民健康保険の事例となりますが、福岡県直方市では、短期保険証が交付できなくなったからとして、納付期限から1年経過し滞納が残っている場合は、特別療養費の対象として10割負担していただくとのお知らせを出しているとのこと。これはあまりにもひどい判断ですし、こんなことになることを想定していなかった国にも責任があります。

小項目の2の最初の質問としまして、短期保険証の廃止後の対応について、国から通達もしくは業務連絡はあるのか。県広域連合からは、県内自治体に対し、どのような対応を行うよう示しているのかお聞きします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○管理局长（松井俊幸） 議長、管理課長。

○議長（うかい春美） 松井管理課長。

○管理局长（松井俊幸） 保険証廃止後の広域連合の対応について、2点御質問いただきましたので、初めに1点目の資格確認書の交付について、令和6年9月26日付で国から示された内容についてお答えします。

それによりますと、「後期高齢者はITに不慣れなどの理由で、マイナ保険証への移行に一定の期間を要すると考えられるほか、75歳到達や転居に伴う後期高齢者医療への加入に際し、資格取得届出の提出が省略されていることから、12月2日以降にこれらの事情が生じた場合、保険者との直接の接点がなく、届出の機会を通じて保険者が資格確認書の申請勧奨などを行うことが困難であり、本人が十分認識しないまま、現行の被保険者証が失効し、マイナ保険証のみになるケースがあると考えられる。このため、マイナ保険証を基本とする仕組みへの円滑な移行に向けた対応として、デジタルとアナログの併用期間を確保する観点から、令和7年8月の年次更新までの間の暫定的な運用として、令和6年12月2日以降の新規加入者、券面情報に変更が生じた者及び被保険者証の紛失等に伴い再交付を申請するものについて、マイナ保険証の保有状況にかかわらず資格確認書の職権交付の対象とする。」また、「この間に、マイナ保険証の利用促進に努めることが重要である。」ということが示されております。

続きまして、2点目、短期被保険者証廃止後の対応についてお答えします。

国が定めた省令では、今般の被保険者証廃止に伴い、保険料滞納者に対する引き続きの対応を維持できるよう、納付勧奨のための通知の発出や電話、訪問等により納付を督促すること、窓口等において納付に係る相談に応じる機会を設けること等を規定しております。この取扱いについては都道府県及び広域連合に通知されているところですが、徴収事務を担う市町村で、従前から行っていた収納対策の取り組みであります。

当広域連合といたしましても、初期末納対策として、滞納額が高額化する前に電話催告や臨戸訪問により滞納者と接触を図っていただくことが重要であると考えており、会議等の場において、短期被保険者証の活用によらず引き続き被保険者との接触が図られるよう収納対策に取り組んでいただくことをお願いしているところでございます。

以上です。

○議員（石田裕信） 議長、石田裕信。

○議長（うかい春美） 石田裕信議員。

○議員（石田裕信） それぞれお答えいただきました。小項目1の資格確認書の発行につ

いての2回目です。

主な理由として上げられていましたが、後期高齢者のIT不慣れ、これは保険証の廃止以前から問題視されていたことですし、そしてマイナ保険証のみになるケースがあるから、これはどういうことかという、この資格確認書を発行するということは、要はマイナ保険証だけではトラブル対応できない、これを国が認めているということではないでしょうか。しかしながら、この理由を出されていますけれども、このマイナ保険証を持っている人に対しての資格確認書の発行、これは7月31日までとなっています。

この2回目の質問としまして、国の言うこの後期高齢者のIT不慣れ、これはその7月31日までに解消できるのか。マイナ保険証だけではリスクがあるから資格確認書を発行しているのに、7月31日までにそのリスク、医療現場でのトラブル等をなくすことが可能なのか。この2点の問題について、県広域連合はどう考えるか見解を伺います。

次に、小項目の2、短期保険証の廃止後の対応についてです。

国からあった通知内容は、この愛知県内の市町村で従前から行ってきた取り組み方だったとのことで、県広域連合としては今までどおり収納対策に取り組むよう自治体をお願いしているとのことでした。しかしながら、この保険料の徴収等は各自自治体で行われているものであり、滞納があったら10割負担にするという判断をした直方市の事例もあります。今までどおりのお願いでは間違った判断をする自治体が出てしまうかもしれません。

今まで、愛知県後期高齢者医療広域連合では、滞納があった際、自治体ごとに対応に違いがあるものの10割負担になる資格証明書が発行されたことはなく、保険証廃止以前、国からは資格証明書の発行、10割負担とすることは慎むべきとした業務連絡があり、昨年12月以降にも、厚生労働省保険局高齢者医療課長より同様の旨の通知が行われています。

そして後期高齢において保険料滞納しているのは、多くが低所得者、年金生活者です。年金生活者であれば、後期高齢の保険料、年金から天引きされるはずなのに、それなのに滞納が発生してしまっているというのは、例えば年金を担保に借金をして、天引きできなくなってしまっているというような特殊な理由があるからなんです。借金する理由は様々あるものと思いますが、年金を担保にしなければならぬほど苦しい状況にあるということですね。

2回目の質問としまして、短期保険証がなくなったからと10割負担となるようなペナルティを課すことはしないこと、保険料が納付できない方については、財産の差押えは行わず、なぜ滞納してしまったのか生活実態の把握に努めて可能な納付を求めること、そして納付困難と判断した場合は、滞納処分の停止及び欠損処理等を迅速に行うといった対応を県内自治体に示すべきです。広域連合の考えをお伺いします。

○管理課長（松井俊幸） 議長、管理課長。

○議長（うかい春美） 松井管理課長。

○管理局長（松井俊幸） 保険証廃止後の広域連合の対応について、2点再質問をいただきました。

初めに、再質問の1点について、お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたとおり、国は7月31日までの暫定的な運用期間中に、「マイナ保険証の利用促進に努めることが重要である。」としております。そのため、国による啓発のほか、当広域連合といたしましても、ホームページやリーフレット、市町村窓口での啓発

に努めてまいります。

次に、医療機関等への対応につきましては、マイナ保険証を利用しやすい環境の整備や、マイナ保険証の利用促進など、国において引き続き取り組んでいるところでございます。

続きまして、再質問の2点目についてお答えいたします。

一時的に窓口負担が10割となり、後日、申請により自己負担分との差額を特別療養費として支給する制度につきましては、これまでも高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることのないよう厳格な運用がなされており、議員おっしゃるとおり、過去に適用されたことはありません。短期被保険者証及び資格証明書廃止後においても、この取扱いが変わることはありません。

また、滞納処分を含めた収納対策は、市町村事務とされております。当広域連合といたしましては、保険料収入は後期高齢者医療制度を運営していくための貴重な財源ですので、基本的には確実な徴収をお願いしているところでございます。ただし、実際には支払いが難しい状況の被保険者も一定数想定されることから、市町村に対しては、生活実態の把握に努めていただき、その状況によっては執行停止や欠損処理を検討してもらうようお願いしているところでございます。

以上です。

○議員（石田裕信） 議長、石田裕信。

○議長（うかい春美） 石田裕信議員。

○議員（石田裕信） では、資格確認書の発行についての3回目です。

県広域連合として、この短時間でこの問題をです、これが解消できると考えるかとお聞きしたつもりでしたけれども、今回、この対応に関する回答となってしまいました。とはいえですね、これは国の無策が原因であり、繰り返しても平行線になりかねないものですから、これは再質問はやめますけれども、結局のところ、国は、この後期高齢者のIT不慣れについては啓発する程度のことしか考えておらず、保険証の廃止を決めてからかなりの期間があったにもかかわらず解消できなかった医療機関等のトラブルについては、利用しやすい環境整備をするというだけで何をやるかも示せない。今回の資格確認書の発行は一時しのぎなだけで、まともな解消策、これを考えていないことが改めて分かりました。こんな問題を放置されたままでは後期高齢の加入者、そして対応する自治体、医療機関にとってどうなのか不安しかありません。愛知県後期高齢広域連合として、国に対し意思を示すべきじゃないでしょうか。

3回目の質問としまして、問題の解消まで資格確認書を8月1日以降も全ての加入者に発行すべきです。県広域連合から国に対し、資格確認書の継続発行を求めたらどうか伺います。

賢明な判断、これを切に願ひまして、小項目2のほうに移っていきます。

10割負担となるようなペナルティにつきましては、これまでも適用されたことはなく、今後もその取扱いが変わることはないとのことですので、今後もぜひこの間違いのないよう、よろしく願ひいたします。

滞納処分につきましては、市町村に対し、生活実態の把握に努め、状況により執行停止や欠損処理を検討してもらうようお願いしているとのことですが、財産差し押さえですね、こちらについての言及はありませんでした。

今まで滞納に対し、財産の差し押さえ、これを行っている自治体がある一方で、行っていない自治体もあるわけなんです。特に今は、医療費の窓口負担がふえ、それにとどまることを知らないような物価高騰が続いています。その一方で、年金は上がらない。高齢者の生活は年々厳しくなっています。今まで以上に保険料の滞納がふえかねない状況です。そのような状況下で、財産の差し押さえが行われれば、生活を再建することができなくなります。

財産の差し押さえではなく、なぜ払えないのか、これについて寄り添った対応をして、可能な納付を求めること、これをぜひとも県内自治体に求めてください。

以上で、私からの発言を終わらせていただきます。最後ですね、この小項目1への答弁をお願いして終わります。

○管理局长（松井俊幸） 議長、管理課長。

○議長（うかい春美） 松井管理課長。

○管理局长（松井俊幸） 資格確認書の継続発行について、再々質問をいただきましたのでお答えいたします。

暫定的な運用が終了する8月1日以降につきましては、当広域連合としても、国の方針に沿った運用をしてまいりたいと思っております。

なお、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う被保険者証の廃止に当たりましては、マイナンバーカードを所持しない方も含め、全ての被保険者が引き続き安心して医療機関等を受診できるよう、十分な周知、啓発、支援を行うことを、全国後期高齢者医療広域連合協議会から国へ要望しております。

以上です。

○議長（うかい春美） これで一般質問を終わります。

次に、日程第17、請願第1号「後期高齢者医療制度の改善を求める請願書」を議題とします。

請願の要旨等については、議会事務局に報告させます。

○議会事務局长（須藤喜巳） 日程第17、請願第1号「後期高齢者医療制度の改善を求める請願書」について。

受理は令和7年1月21日、請願者は、愛知県社会保障推進協議会議長 森谷光夫さんと全日本年金者組合愛知県本部執行委員長 渡邊義巳さんです。

紹介議員は、石田裕信議員、岡田ゆき子議員でございます。

請願事項は、

1. 高齢者に耐え難い負担となっている保険料を引き下げてください。
2. 葬祭費・審査事務手数料は、愛知県と市町村の一般会計の繰入で給付してください。
3. 保険料減免制度について、次の点を改善してください。
 - ①低所得者のための保険料の減免制度を県の一般会計の繰入で実施してください。
 - ②収入減少を理由とした減免制度の減免要件(当年所得減少割合を前年所得の2分の1以下、当年見込所得100万円以下)及び減免割合(2～5割)を改善してください。
4. 保険料未納者の生活実態把握に努め、財産の差押えは行わず、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理等を迅速に実施してください。
5. 愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会の公募委員は、無作為抽出によるもので

なく、愛知県国民健康保険運営協議会と同様に、広く被保険者から公募するよう改めてください。

6. 請願・陳情者に対し、請願・陳情の趣旨説明を議会で行えるようにしてください。

7. 国に対して次の項目の意見書を提出してください。

①従来の健康保険証を存続してください。健康保険証の新規発行を再開するまでの間、全ての被保険者に自動的に資格確認書を発行してください。

②後期高齢者の窓口負担割合のさらなる引上げ、金融資産の保有状況を勘案した負担の導入などを行わないでください。

③高額療養費の自己負担上限額の引上げは行わないでください。

④定率国庫負担割合の増加等、国による財政支援を拡充してください。

というものでございます。

以上でございます。

○議長（うかい春美） 本件請願について、議会運営に関することとして議員全員協議会で説明のあった「請願事項の6番」以外の部分に関して、当局に現状の説明を求めます。

○事務局長（井口能秀） 議長、事務局長。

○議長（うかい春美） 井口事務局長。

○事務局長（井口能秀） それでは、請願第1号について、当広域連合の現状等を御説明申し上げます。

まず、1. 保険料の引下げについて申し上げます。

後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間としており、この期間の医療給付費等に充てるため、2年ごとに保険料率の改定を行っております。

料率算定では、まず医療給付費をはじめとする後期高齢者医療に係る費用を見込みます。それに充当する財源を、国・県・市町村の負担金、後期高齢者支援金、保険料収入等で見込みます。

よって、医療給付費等の増減見込みにより、必要となる保険料収入の見込みも変動することになります。

また、令和6年、7年度の保険料率では、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正に伴い出産育児支援金の創設や、現役世代の負担上昇を抑制するため、高齢者負担率の見直しがされたこと等から、その影響を反映した保険料となっております。

次に、2. 葬祭費・審査事務手数料の財源について申し上げます。

葬祭費の給付及び国保連合会に支払う審査事務手数料に要する費用につきましては、政令で定める基準に従って定める広域連合の条例の規定に基づき、保険料率の算定の基礎となる賦課総額に含めることとしておりますので、これらの財源については、保険料で賄うこととしております。

次に、3. 保険料減免制度について申し上げます。

①の低所得者のための保険料の減免制度につきましては、保険料の減免は、被保険者の方が災害により著しい損害を受けた場合や収入が著しく減少した場合など特別な理由により減免を実施しております。

低所得者については、あらかじめその所得の状況に応じた保険料が賦課されており、特

別な理由がない場合、減免の対象とはなっておりません。

また、低所得者の保険料については、均等割について、所得に応じ7割、5割、2割軽減が適用され保険料軽減が図られており、その財源は県と市町村が負担することとなっております。これらの保険料軽減制度の拡充については、令和6年11月14日に全国後期高齢者医療広域連合協議会から、厚生労働大臣に要望を行っております。

次に、②収入減少を理由とした減免制度につきましては、収入減少を理由とした減免は条例による減費用の財源について、他の被保険者の保険料から補填することとなり、要件を緩和することなどの拡充は他の被保険者の負担になることが考えられます。

次に、4. 財産の差し押さえ、いわゆる滞納処分につきましては、納付相談等のきめ細やかな収納対策を適切に行った上で、十分な収入、資産等があるにもかかわらず、なお保険料を納めない被保険者に対し保険料の負担の公平の観点から行うものであり、滞納処分の停止、欠損処理等についても、保険料の徴収事務を行う市町村において、滞納者の生活状況等を十分に把握した上で、事務がなされているところでございます。

次に、5. 愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会委員の公募の方法について申し上げます。

後期高齢者医療制度には、75歳以上の方は原則として全員御加入いただくこととなっており、本広域連合においては現在100万人以上の方が被保険者として加入しております。したがって、被保険者の方々の本制度に対する御意見には様々なものがあるでしょうし、また制度の内容をよく御理解いただいている方もいらっしゃるでしょう、あまり御存じない方もお見えになるものと考えております。

本広域連合といたしましては、そうした皆様から、制度の周知方法をはじめとして、広く御意見をいただくことも必要と考え、公平な公募方法として、広く全被保険者の皆様から無作為に抽出させていただいた方に委員をお願いしているものでございます。

最後の7. 広域連合議会から国へ意見提出を求めるものでございますので、私からは、国の考え方や検討状況等を申し上げます。

まず、①につきましては、マイナンバー法等の一部改正法の一部の施行期日を定める政令が令和5年12月21日に公布され、昨年12月2日をもって紙の被保険者証は新たに発行されなくなりました。

ただし、後期高齢者医療制度のみの暫定措置として、昨年12月2日から令和7年7月31日までの間はマイナ保険証の有無にかかわらず資格確認書を交付することとなりました。暫定措置が終了する令和7年8月以降は、マイナ保険証の有無に応じて資格情報のお知らせ、または資格確認書を交付することとされております。

なお、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う被保険者証の廃止に当たっては、マイナンバーカードを所持しない方も含め、全ての被保険者が引き続き安心して医療機関等を受診できますよう、令和6年11月14日に、全国後期高齢者医療広域連合協議会長から厚生労働大臣へ要望を行っております。

また、②につきましては、窓口負担割合に関して、「将来見直しを行う場合においては大きな混乱が起きないように慎重に行うとともに、現役世代を含めできる限り負担のかからない制度設計とすること」、また、金融資産の保有状況に応じた負担の在り方については、「後期高齢者の生活に深刻な影響を及ぼすことがないように、慎重な検討を行うこととし、性急

な導入は行わないこと」をそれぞれ令和6年6月24日と令和5年6月7日に、全国後期高齢者医療広域連合協議会から厚生労働大臣に要望を行っております。

また、③高額療養費につきましては、今般の制度改正につきましては、厚生労働省が現役世代をはじめとする医療保険の被保険者の保険料負担の軽減を図るとともに、医療保険制度が持つセーフティネットとしての役割を今後も維持することを目的として検討を進めているものと認識しております。

当広域連合といたしましては、令和6年6月12日に全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じ、制度の見直しを行う場合においては大きな混乱が起きないように慎重に行うとともに、現役世代を含めできる限り負担のかからない制度設計とすることなどについて、国に要望しているところでございます。今後も機会を捉えて、こうした要望活動を実施してまいりたいと考えております。

また、④の国による財政支援の拡充につきましては、例年、各都道府県の広域連合で構成する全国後期高齢者医療広域連合協議会が厚生労働大臣に、「後期高齢者医療制度に関する要望書」を提出しております。令和6年6月12日及び11月14日に提出した要望書において、将来的な制度の持続可能性を高めるために、国の財政支援等を拡充することを要望しています。

以上、請願第1号について、本広域連合における現状等の説明をさせていただきました。

○議長（うかい春美） 請願第1号について、質疑の通告はございませんでした。

これより討論を行います。

石田裕信議員から討論の通告がございましたので、討論を許します。

石田裕信議員。

（石田裕信議員 演壇で賛成討論）

○議員（石田裕信） いま議長に提出されました請願第1号「後期高齢者医療制度の改善を求める請願書」について、賛成の立場から討論を行います。

医療費の窓口負担、そしてとどまるところを知らないような物価高騰と、高齢者の生活は年々厳しくなっています。一方で年金は上がらず、医療を受けることにも負担が重く、生活費を削るしかない、もう限界だという声があります。早急な対策を行う必要があります。

今回の請願で示されている請願事項はいずれも、後期高齢医療の運営に対し建設的な問題提起、要望が行われており、愛知県後期高齢広域連合として迅速に実施すべきものとなっています。

請願項目1についてです。

国からは、現役世代の負担を減らすため、高齢者に負担を求めるといった考えが示されており、さらなる負担増が危惧されています。そして、愛知県後期高齢者医療広域連合では、2024年度、2025年度と大幅な保険料の値上げが行われ、1人当たりの保険料額が年1万2,264円も増加し、家計に大きな影響を与えています。このような負担増は、保険料の滞納の増加や医者にかかる回数を減らす受診控えにつながりかねません。暮らし、命に関わることです。保険料の引下げを求める声を真摯に受け止めるべきです。

請願項目の2です。

現在、愛知県広域連合における葬祭費や審査事務手数料は加入者より納められた保険料

により賄われていますが、東京都広域連合では、市町村の一般財源からの拠出を得て実施をしています。愛知県も県内市町村との協議を行い、市町村の一般財源からの拠出から葬祭費や審査事務手数料を賄うべきです。それにより、保険料を引き下げることが可能となります。

請願項目の3です。

愛知県広域連合の減免制度、後期高齢の前年所得要件や前年比の減少要件が厳しいものとなっています。優れた要件となっている他広域連合や国民健康保険事業を参考に、県としての支援を検討すべきです。

請願項目の4です。

一般質問でも触れましたが、保険料の未納から短期保険証となった方の大半は、所得200万円以下の低所得者の方ばかりです。経済的な困窮から滞納になっていることが伺えるものです。保険料未納者の財産の差押えは行わず、生活実態把握に努め可能な納付を求める、そして納付困難と判断した場合は滞納処分の停止及び欠損処理等を迅速に行うべきです。

請願項目の5です。

後期高齢医療制度に関する懇談会の公募委員について、多くの広域連合では広報紙などで募集をしているのに対し、愛知県では「無作為に抽出をした400人にランダムに番号を振った文書を送付して、そこから応募があった方の中から若い番号の人を選ぶ」といった、ほかに類を見ないような方式を行っています。被保険者の皆様の御意見を伺うための懇談会です。検討し、意見をさせていただくことが重要であり、制度に対し関心のある人が選出できるようにすべきです。

請願項目の6についてです。

陳情については、法律上の明確な規定がありませんが、請願とともに、市民が広域連合の運営などに対し要望することができるものとして広域連合が認めているものです。

しかし、陳情については現在、出されても閲覧までとなっており、記録に残されることがありません。請願は、紹介議員の趣旨説明から定例会で審査が行われていますが、紹介議員がいなければ、陳情と同じく記録に残されることがありません。開かれた議会であることは、広域連合議会にも求められていることです。請願、陳情の権利が保障されるよう、早急な見直しが必要です。

最後に、請願項目の7は、国に対し意見書の提出を求めたものでありますので、それぞれ理由を述べます。

マイナ保険証のトラブル、いまだ続いており、安心して医療を受けられるようにするためには、保険証の廃止を撤回することが一番です。国に対し保険証廃止の撤回を求めること、そしてそれにあわせ、保険証の再開まで保険証と同様に使用できる資格確認書を全ての人に発行することを求めるべきです。

さらなる窓口負担の引上げや、金融資産の保有状況を勘案した負担の導入、こういった負担をふやすといった方向ではなく、後期高齢医療制度を社会保障制度として機能させていくためにも、加入者の負担を減らしていく、そういう方向に舵を切っていく必要があります。

高額療養費の自己負担上限の引上げにつきましては、先ほど質疑を行った議員の意見に

もありましたように、高齢者のみならず、がん患者や難病の方などに負担増をもたらすものです。経済的負担から治療を断念することにつながることから反発が多く、厚労省が見直す検討に入っているという報道もありますが、受診抑制につながってしまうような引上げは、そもそも行うべきではありません。

定率国庫負担割合の増加や国による財政支援の拡充については、全国広域連合長会議で採択された要望書にも同様の趣旨があり、そこでは「将来的な制度の持続可能性を高めるために、国の財政支援等を拡充すること」として要望が出されていますが、県広域連合議会としましても、国に対し意見書を提出すべきです。

以上、請願項目についての賛成理由を申し上げました。多くの議員の皆さんの賛同を期待いたします。

○議長（うかい春美） 通告のございました討論は以上ですので、これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。請願第1号を採択することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（うかい春美） 御着席ください。

起立少数です。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は、全て終了いたしました。

広域連合長から挨拶したい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

○広域連合長（長坂尚登） 議長、広域連合長。

○議長（うかい春美） 長坂広域連合長。

（長坂尚登広域連合長 演壇で挨拶）

○広域連合長（長坂尚登） 定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日の定例会に提出しました議案につきまして、全て御議決、または御承認を賜り、誠にありがとうございます。また、活発な御議論を賜りましてしかと拝聴させていただいておりました。

本広域連合としては、今後とも市町村をはじめとする関係機関と連携を図りながら、後期高齢者医療制度の円滑な運営にしっかりと努めてまいります。

また、国において、高額療養費制度の見直し等、今後も制度改正が控えております。本広域連合としても、国の動向を注視し、適切に対応してまいりたいと考えております。

議員の皆様方におかれましては、今後とも格別の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

改めまして、本日は誠にありがとうございます。

○議長（うかい春美） これをもちまして、令和7年第1回愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。長時間お疲れさまでございました。

午後3時34分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

愛知県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 うかい 春美

署名議員 岡山克彦

署名議員 石田裕信